

本文へ 文字サイズ 標準 拡大 | 背景色 白 青 | 携帯サイト | サイトマップ | English | 한국어 | 中文

大阪府 茨木市
Ibaraki City

ほっといばらき もっと、ずっと

音声支援ツール
音声読み上げ・配色変更

茨木市公式
Facebook

茨木市公式
Twitter

各課のご案内

ホーム くらし 市政 事業者のかた 施設案内

現在の位置 ホーム > 各課のご案内 > 健康福祉部 > 福祉振興監査課 > メニュー
> 指定介護サービス事業者・介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者向けページ > 通知関係 > 通知関係
> 事業所評価加算適合事業所の決定について

更新日：2019年03月18日

事業所評価加算適合事業所の決定について

通所型サービス及び介護予防通所リハビリテーションにおける平成30年度事業所評価加算適合事業所を決定しました。

事業所評価加算について

当該加算は、選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善又、口腔機能向上の各サービス）を行う事業所について、評価対象となる期間（各年1月1日から12月31日までの期間）において、利用者の要支援状態が当該加算は、選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善又、口腔機能向上の各サービス）を行う事業所について、評価対象となる期間（各年1月1日から12月31日までの期間）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に対象となります。対象事業所については、当該評価対象期間の翌年度における当該事業所のサービス提供について、1月につき120単位を加算するものです。

算定適合事業所の要件

利用実人員数が10人以上であること。
選択的サービス実施率が60%以上であること。
評価基準値が0.7以上であること。
※評価基準値 = (要支援度の維持者数 + (改善者数 × 2)) / (評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に変更認定を受けた者の数)

算定適合事業所

平成31年度事業所評価加算適合事業所一覧 (PDF: 53.4KB)

PDFファイルを開くには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

イベント・おでかけコース

茨木三昧!

～茨木で暮らす、茨木で遊ぶ～

通知関係

- 府営住宅駐車場における予約駐車券の導入等について
- 府営住宅駐車場における予約駐車サービス事業について
- 【重要：平成31年3月15日締切】平成31年度（2019年度）ADL維持等加算に係る届出について
- 介護分野における生産性向上協議会（仮称）の開催について（お知らせ）
- 事業所評価加算適合事業所の決定について
- 平成30年度大阪府認知症介護基礎研修の実施について
- 平成30年7月豪雨による対応について
- 平成30年6月18日大阪府北部地震に係る被害状況及び対応について
- 新規指定申請関係
- 変更届関係
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 更新申請関係

平成31年度 事業所評価 加算適合事 業所の決定 について

通所型サービス
高槻市1件
茨木市3件



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。1